

令和6年(ネ)第2404号代表者変更登記等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和5年(ワ)第70466号)

口頭弁論終結日 令和6年7月31日

判 決

兵庫県尼崎市東難波町1丁目1番1-1412号

控 訴 人 齊 藤 健 一 郎

同訴訟代理人弁護士 村 岡 徹 也

東京都港区南麻布2丁目3番22号

被 控 訴 人 大 津 綾 香

同訴訟代理人弁護士 豊 田 賢 治

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

(以下、略称は、新たに定義しない限り、原判決の例による。また、証拠番号の枝番の記載は、省略する。)

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人の予備的請求を棄却した部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、被控訴人が令和5年4月6日政治家女子48党の代表者を解任された旨及び控訴人が同日政治家女子48党の代表者に就任した旨を証する被控訴人の記名押印した書面を作成し交付せよ。

第2 事案の概要

- 1 控訴人は、参議院議員であり、令和4年6月21日、本件政党(政治家女子48党。法人格付与法による登記簿上の現在の名称は「みんなで作る党」)の副党首に就任した者である。また、被控訴人は、令和5年3月8日、本件政

党の党首兼代表者に就任して、法人格付与法に基づき、本件政党の代表者として登記されている者である。なお、本件政党においては、党首が代表者を兼ねるものとされていた。

5 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、①主位的請求として、令和5年3月29日に開催された本件会議の場において、被控訴人が本件政党の代表者を辞任した旨を主張して、法人格付与法7条の2第2項に基づき、同項が規定する書面（上記の旨の代表者の変更があったことを証する書面）の作成及び交付を求め、②予備的請求として、令和5年4月6日に開催された本件役員会の決議（本件解任決議）によって、被控訴人が本件政党の代表者を有効に解任された旨を主張して、また、仮にそうでなくても、本件総会において、本件解任決議を追認する決議（以下「本件総会決議」という。）がされたことにより、瑕疵が治癒され被控訴人が本件政党の代表者を有効に解任されたこととなる旨を主張して、法人格付与法7条の2第2項に基づき、同項が規定する書面（上記の旨の代表者の変更があったことを証する書面）の作成及び交付を求めた事案である。

10 2 原審は、①被控訴人が本件会議の場において本件政党の代表者を辞任する旨の意思表示をしたとは認められないとして、控訴人の主位的請求には理由がない、また、②本件党規約の下では、被控訴人が本件役員会の決議（本件解任決議）によって本件政党の代表者を有効に解任されたとはいえず、本件総会決議により、瑕疵が治癒され上記解任が有効となるものでもなく、仮に本件総会決議が、本件解任決議の追認の決議であるとして、それ自体被控訴人の解任決議とみ得るとしても、本件総会での被控訴人の解任の手續が、条理に基づき適正に行われたものとも認められないから、本件総会決議自体により被控訴人が有効に解任されたともいえないとして、控訴人の予備的請求には理由がないとし、
25 控訴人の各請求をいずれも棄却する判決をした。

そこで、控訴人が、予備的請求を棄却した部分に係る原審の上記②の判断を

不服として、本件控訴を提起した（なお、原審が主位的請求を棄却した部分（原審の上記①の判断）については、控訴人の控訴がなく、当審の審理の対象とはなっていない。）。

3 前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、後記4のとおり当審における当事者の主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」の第2の1、2(2)及び第3の2に各記載のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における当事者の主張

(1) 控訴人の主張

ア 最高裁昭和63年12月20日第三小法廷判決・裁判集民事155号405頁、最高裁平成7年5月25日第一小法廷判決・民集49巻5号1279頁によれば、政党の内部的自律権に基づく判断は尊重しなければならないとされる。しかるところ、本件役員会における本件解任決議や、本件総会における本件総会決議は、いずれも本件政党の内部的自律権に基づく判断に当たるといえ、そうである以上、上記各決議で示された、被控訴人を本件政党の代表者から解任するという判断が尊重されなければならない、裁判所が、この判断を否定することは許されない。

イ 本件政党の総会は、月に1度定例開催されることが慣習となっており、本件総会も、そのような慣習に基づいて開催されたものであって、招集についての瑕疵はない。また、党员においては、本件総会の招集通知に、会議の目的事項として「党代表権について」と記載されていた以上、当該総会において代表者の選任又は解任に関する議案があり、欠席する場合には、当該議案について本件総会で行われた協議を基に、議決される事項に対する委任を求められていることは十分に予見可能であった。

その上で、本件総会の議長に選任された丸山は、議長に事実上決定権があるのではという出席党员からの問いに対し、「自身は公正中立の立場にあり、自身の議決権を行使する可能性はありますが、出席した党员の意思

で決めていきたい。」と発言しており、その場での多数決における議決内容を尊重して受任者としての意思決定をする旨発言していることからすると、本件総会において、被控訴人の代表者解任に賛成した出席党員173名に加え、議長に委任をした853名も、上記解任に賛成したと認められる。すなわち、本件総会決議は、出席党員数174名のうち173名（99.4%）という圧倒的多数が被控訴人の解任に賛成しただけでなく、党員1414名のうち1026名（72.6%）が被控訴人の解任に賛成したものであるから、本件総会において、党員3分の2以上の賛成意思によって、被控訴人の解任が決定されたものであるといえる。

ウ 控訴人は、当審係属中において、党員1414名のうち1395名に対し、意向確認を求めたところ、党員876名から、被控訴人を代表者から解任する旨の本件総会決議は、民主的かつ公正な手続によって議決したと評価できるものであり、党内の適正な手続によって正しく行われた旨の各陳述書（甲38）の提出を受けた。

このように、被控訴人の代表者からの解任は、法令違反又は公序良俗違反等の事情もなく、政党において適正な手続によって議決されたものであって、そうである以上、政党の内部的自律権に属する行為として、その判断が尊重されなければならない。

(2) 被控訴人の主張

原審の判断は正当であり、控訴人の主張は、いずれも否認して争う。

ア 控訴人は、本件解任決議による被控訴人の解任の有効性について主張するが、本件解任決議は、本件党規則に則らずに行われた「役員会」なる会合でなされたものであって、控訴人が指摘する各判例に照らしても、そのような会合でなされた被控訴人の解任が有効であるとはいえない。

イ 控訴人は、本件総会決議による被控訴人の解任の有効性について主張するが、次に照らして、失当である。

まず、控訴人は、かかる主張については、原審の第1回弁論準備手続期日に陳述した令和5年11月7日付け原告第三準備書面によって既に撤回しているのであって、それにもかかわらず、控訴審において、再びかかる主張を行うことは、禁反言の原則に反し、また、時機に後れた攻撃防御方法に当たり、許されない。

また、本件総会は、党首である被控訴人が招集したものではなく、本件党規約（甲6）に定める「総会」とはいえない。すなわち、本件党規約5条1項は「党首は毎年1回の通常総会及び、必要に応じて臨時総会を招集する。」と定めている。さらに、本件総会に係る開催通知（甲34）には、協議事項案として「党代表権について」としか記載されておらず、このような抽象的な記載では、党代表権の何の事項について協議・決議がされるのかが不明であり、仮に党員が議決権を議長に委任するにしても、委任内容が特定できず、党員に対して公平な議決権行使の機会が確保されていたとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原審と同様、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2において当審における当事者の主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」中の「第4 当裁判所の判断」の1及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決13頁4行目の「会議の目的事項」を「党員に対し、会議の協議事項案」と改める。

(2) 原判決22頁18行目の「会議の目的事項」を「会議の協議事項案」と改める。

2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 控訴人は、最高裁昭和63年12月20日第三小法廷判決・裁判集民事155号405頁、最高裁平成7年5月25日第一小法廷判決・民集49巻5

号1279頁によれば、本件政党の内部的自律権に基づく判断に当たる本件解任決議や本件総会決議で示された、被控訴人を本件政党の代表者から解任するという判断が尊重されなければならない旨主張する。

5
しかし、引用に係る原判決説示のとおり、上記各判例に照らせば、政党の代表者が有効に解任されたかについては、適正な手続が履踐されていたか否かという観点から、当該政党の自律的に定めた規範に照らし、当該規範を有しないときは条理に基づき、審理判断がされるべきである。しかるところ、本件政党が自律的に定めた規範であると認められる本件党規約（甲6）に照らせば、本件解任決議のような本件役員会の決議によっては、代表者を有効に解任することはできないと解されるものであり、このことは、本件総会において本件解任決議が追認されたとしても変わりはない。また、本件党規約の下で、総会による決議によって代表者が有効に解任できると解したとしても、引用に係る原判決説示のとおり、①本件総会の招集は「政治家女子48党（旧NHK党）」名義で行われており（甲34）、本件総会を招集した者は判然とせず、また、②本件総会に欠席した党员及び議長に委任状を提出した党员に対して、被控訴人の解任について議決権行使の機会が実質的に与えられていたとはいえず、さらに、③政党の党首をその意思に反して一方的に解任することは、当該政党及びその党员に対して重大な影響を及ぼす事項であることなどに照らせば、本件総会における被控訴人の解任（本件総会決議）につき、適正な手続が履踐されていたものと評価することはできない。

15
以上によれば、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人は、本件政党の総会は、月に1度定例開催されることが慣習となっており、本件総会も、そのような慣習に基づいて開催されたものであって、招集についての瑕疵はない旨主張する。

25
しかし、上記説示のとおり、そもそも本件総会を招集した者は判然としないというのであるから、本件総会につき、本件党規約の定めにもつた招集が

されたとは認められず、そうである以上、月に1度定例開催されていた事実が重ねられていたとしても、そのような事実自体をもって、当然に、招集についての瑕疵がないということとはできない。

以上によれば、控訴人の上記主張は採用することができない。

5 (3) 控訴人は、党员においては、本件総会の招集通知に、会議の協議事項案として「党代表権について」と記載されていた以上、当該総会において代表者の選任又は解任に関する議案があり、欠席する場合には、本件総会で行われた協議を基に、議決される事項に対する委任を求められていることは十分に予見可能であった旨主張する。

10 しかし、たとえ招集通知における会議の協議事項案に「党代表権について」との抽象的記載があったとしても、控訴人の主観はともかく、一般の党员の立場から、客観的見地に照らしてその記載をみれば、本件総会において被控訴人を解任する旨の決議が予定されていることまでを当該記載から読み取ることは困難であるといわざるを得ず、党员が欠席する場合、委任の内容として、被控訴人の解任という議案について、賛成、反対のいずれの議決権を行使するかという事項についてのものが求められていることが予見可能であったとはいえない。そうすると、前記説示のとおり、本件総会に欠席した党员及び議長に委任状を提出した党员に対して、被控訴人の解任について議決権行使の機会が実質的に与えられていたとはいえないというほかない。

15 以上によれば、控訴人の上記主張は採用することができない。

20 (4) 控訴人は、本件総会の議長に選任された丸山は、その場での多数決における議決内容を尊重して受任者としての意思決定をする旨発言していることからすると、議長に委任をした853名も、上記解任に賛成したと認められ、本件総会において、党员3分の2以上の賛成意思によって、被控訴人の解任が決定されたものであるといえる旨主張する。

25 しかし、前記説示のとおり、招集通知における会議の協議事項案には「党

代表権について」という抽象的記載があったにすぎず、党員が欠席する場合、委任の内容として、被控訴人の解任という議案について、賛成、反対のいずれの議決権を行使するかという事項についてのものが求められていることが予見可能であったとはいえない。そのような状況の下で、引用に係る原判決説示のとおり、上記委任状の記載が、「欠席し、議長に議決権を委任いたします」との文言となっていたとしても、被控訴人の解任という議案について、賛成、反対のいずれの議決権を行使するかという事項について議長に委任する旨の意思表示がされているものとは認められない。この点、控訴人は、議長の丸山が、その場での多数決における議決内容を尊重して受任者としての意思決定をする旨発言していることを指摘するが、そもそも委任の内容として、当該議案に係る意思表示がされているとは認められない以上、議長に委任をした853名が、当該議案に係る丸山の意見と同一の意見であったとして、その旨の議決権行使をしたものと認めることはできない。

以上によれば、控訴人の上記主張は採用することができない。

(5) 控訴人は、当審係属中において、党員876名から、被控訴人を代表者から解任する旨の本件総会決議は、民主的かつ公正な、党内の適正な手続によって正しく行われた旨の各陳述書（甲38）の提出を受けており、このことから、被控訴人の代表者からの解任は、法令違反又は公序良俗違反等の事情もなく、政党において適正な手続によって議決されたものであることが裏付けられる旨主張する。

そこで検討するに、上記各陳述書（甲38）には、党総会において党員が被控訴人と控訴人のいずれかを本件政党の代表権を有する党首として選任すること、また、控訴人が代表権を有する党首として選任された場合は、被控訴人を解任する決議を行う可能性がある」と認識していた旨の記載がある。しかし、上記各陳述書（甲38）は、当審係属中に、不動文字で記載されたものに、党員から署名押印の上返送を受けたものであり、その記載内容の信用

性については慎重に評価する必要があるというべきである。しかるところ、前記説示のとおり、招集通知における会議の協議事項案には「党代表権について」との抽象的記載しかなかったものであって、これをもって、一般の党員の立場から、客観的見地に照らしてその記載をみたときに、本件総会において被控訴人を解任する旨の決議を行うことが確実に予定されていることまでを当該記載から読み取ることができるとはいえない。

また、前記説示のとおり、党員が欠席する場合、委任の内容として、被控訴人の解任という議案について、賛成、反対のいずれの議決権を行使するかという事項についてのものが求められていることが予見可能であったとはいえず、本件総会に欠席した党員及び議長に委任状を提出した党員に対して、被控訴人の解任について議決権行使の機会が実質的に与えられていたとはいえない。この点、上記各陳述書（甲38）には、令和5年5月10日の総会の招集通知を受け取った時点で、それまでに公開されていた本件政党の会議や各役員SNS及び定例記者会見等での発信、報道機関のニュース情報、メールやNHK撃退アプリでの通知などを見て、それまでに立花孝志氏や控訴人らと被控訴人の間で対立騒動が起きていることを知っていたことを理由に、本件総会において党員が被控訴人と控訴人のいずれかを本件政党の代表権を有する党首として選任すること、また、控訴人が代表権を有する党首として選任された場合は、被控訴人を解任する決議を行う可能性があることを認識していた旨の記載があるものの、陳述者が被控訴人を解任する決議を行う可能性を認識していた理由を基礎付ける事実については、これを裏付ける具体的かつ的確な証拠はなく、被控訴人を解任する決議を行うことを予測できたことを認めるに足りない。

以上によれば、控訴人の上記主張は採用することができない。

(6) 被控訴人は、本件総会決議による被控訴人の解任の有効性についての控訴人の主張は、時機に後れた攻撃防御方法に当たり許されない旨主張するが、

当裁判所において、前記説示のとおり判断することができるものである以上、これにより訴訟の完結を遅延させることとなるとまでは認められず（民訴法157条1項参照）、被控訴人の上記主張は採用の限りでない。

3 その他、当事者は、種々主張するが、いずれも、その内容に照らし、前記説示を左右するに足りるものではない。

第4 結語

以上によれば、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官

金子修

裁判官

影浦直人

裁判官

田中孝一

これは正本である。

令和6年10月30日

東京高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 宮村正人

